



鳥取県公報

平成 20 年 1 月 29 日 (火)
第 7 9 6 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (36~38) (森林保全課)	2
◇ 病院局管理規程	鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (1) (総務課)	5
◇ 公 告	平成 19 年度行政書士試験の合格者 (政策法務室)	6
	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課)	6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (2 件) (総務課)	13
	落札者の決定 (教育委員会教育環境課)	19
	一般競争入札の実施 (警察本部会計課)	19
	一般競争入札の実施 (病院局総務課)	21

告 示

鳥取県告示第 36 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町上津黒字西ヶ谷392の1、393、394、395の1、395の2、麻生字小池546から548まで、548の1、548の2、549、549の1、549の2、550の1、551、552、558、落岩字暮ノ谷632の21、632の50

（2） 保安林として指定された目的

水源のかん養

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町石田百井字長畑190の1、字荒神谷711の1、716から718まで、719の1、土師百井字坂口349の1、350の1、351の1、字東薬谷423から431まで、字谷口通り乙444から446まで、451、451の1、字西薬谷455、456、459、上峰寺字笑ヒ道谷386の1、郡家字妙楽460、字通谷西平749、751の1、752の1、752の2、753の1、756の1、757の1、758の1、字明楽759、760の1、麻生字澤600の1、600の4、601の1、601の2、池田字上平638の2、638の5、字瀧ノ奥西平641の3、641の5、641の6、641の8、字善坊東平642の2から642の4まで、米岡字舟伏ヨリフキ通マデ807の2

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 次の森林については、主伐は、択伐による。

郡家字妙楽460、字通谷西平749、751の1、752の1、752の2、753の1、756の1、757の1、758の1、字明楽759、760の1

（イ） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ウ） 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（エ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町宮谷字吉谷292の2、294の2から294の4まで、郡家字神馬720の2（次の図に示す部分に限

る。) 、738の1、字通谷東平741の3、741の4、742、743の3、字通谷西平745の2、748、758の2、西御門字下ホフキ1005の1、1005の2、1006の1から1006の4まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 37 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町下津黒字家ノ奥303、304、別府字本谷586の2、586の3、587の3、587の44、字向山610、611

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町下門尾字大谷263の3から263の6まで、宮谷字真谷295、字細谷307の3、字堤谷308の2、314の2、奥谷字曲リ谷321の3、字本谷東平341の2、字岩井谷358、別府字下モ山485から487まで、491、492の1、字コムソヲ谷509の2、512、下峰寺字元結谷486の14、門尾字妙見510の2、510の3、野町字大平572の92、下坂字東梶平522の2、522の3、字屋敷633の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 38 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町明辺字トイシ谷692の2、692の3、692の8から692の18まで、字南谷731の10、731の11、731の24、姫路字後左近ノ一738の6、738の11

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町姫路字上河原376、406から408まで、山上字家ノ奥山415の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町覚王寺字向イ田71の2、72の2から72の4まで、落岩字東谷343の5、705の6、705の7、705の19、706の5、字山口709の20、709の22、709の23、709の51、709の77、709の83、山志谷字太田上366、370、372、姫路字上河原425、字荒堀458の2、字池ノ尾576、578の2、579の2、字清水ノ一773の2、字石ヶ谷805

の27、宇坂根ノ一825の10、福地字於登原谷603の5、603の6、603の67、603の73から603の81まで、603の90、603の92、603の94、603の158、605の50、明辺字山根694の2、695の18から695の21まで、698の2、700の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 20 年 1 月 29 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第 1 号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「削除号細目」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(夜間看護等手当) 第15条 略 2 前項の手当の額は、その勤務 1 回につき、次の各号に掲げる <u>業務の区分</u> に応じ、 <u>それぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1) 前項第 1 号の業務 次に掲げる <u>勤務の区分</u> に応じ、 <u>それぞれに定める額</u>	(夜間看護等手当) 第15条 略 2 前項の手当の額は、その勤務 1 回につき、次の各号に掲げる <u>区分</u> に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第 1 号の業務 次に掲げる <u>場合</u> に応じ、 <u>次に掲げる額</u> ア 深夜における勤務時間が 4 時間以上である場

	<p>合 3,300円</p> <p>イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,900円</p> <p>ウ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,000円</p>
ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務 6,200円	
イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務	
（ア） 深夜における勤務時間が4時間以上であるもの 3,300円	
（イ） 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満であるもの 2,900円	
（ウ） 深夜における勤務時間が2時間未満であるもの 2,000円	
（2） 略	（2） 略
3 略	3 略

附 則

この規程は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

公 告

平成19年11月11日に実施された平成19年度鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

平成 20 年 1 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

受験番号 6110001 6110019 6110035 6110037 6110056 6110057 6110066 6110120
 6110162 6110185

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 1 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 12 月 21 日付鳥取県告示第 1064 号）の内容
（告示の内容）

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

遠藤 熊藏	鳥取市河原町釜口字奥醫王谷 1478
宮内 むめ	鳥取市河原町釜口字奥醫王谷 1486
古本 つま	鳥取市河原町佐貫字西山 2010 の 4
山口 とよ	〃
山口 哲治	〃
松本登志男	〃
松本半治郎	〃
松本民次郎	〃
清水 槌藏	〃
西浦 そで	〃
西浦岩太郎	〃
西尾鉄治郎	〃
川口 金弥	〃
川口 市藏	〃
川口 善藏	〃
川口梅一郎	〃
村上 新一	〃
村上 有正	〃
中山 ぎん	〃
中山 義実	〃
中山 義雄	〃
中山 清治	〃
中山 清野	〃
中山 節治	〃
中山 竹治	〃
中山 良平	〃
中山しづ子	〃
中村 良一	〃
中村周治郎	〃
中村甚治郎	〃
田村 義雄	〃

田村 修	〃
田村 政市	〃
田村 繁藏	〃
田村松五郎	〃
徳田 正義	〃
徳田 良明	〃
徳田政五郎	〃
古本 つま	鳥取市河原町佐貫字西山 2010 の 5
山口 とよ	〃
山口 哲治	〃
松本登志男	〃
松本半治郎	〃
松本民次郎	〃
清水 植藏	〃
西浦 そで	〃
西浦岩太郎	〃
西尾鉄治郎	〃
川口 金弥	〃
川口 市藏	〃
川口 善藏	〃
川口梅一郎	〃
村上 新一	〃
村上 有正	〃
中山 ぎん	〃
中山 義実	〃
中山 義雄	〃
中山 清治	〃
中山 清野	〃
中山 節治	〃
中山 竹治	〃
中山 良平	〃
中山しづ子	〃
中村 良一	〃

中村周治郎	〃
中村甚治郎	〃
田村 義雄	〃
田村 修	〃
田村 政市	〃
田村 繁藏	〃
田村松五郎	〃
徳田 正義	〃
徳田 良明	〃
徳田政五郎	〃
古本 つま	鳥取市河原町佐貫字西山 2010 の 38
山口 とよ	〃
山口 哲治	〃
松本登志男	〃
松本半治郎	〃
松本民次郎	〃
清水 槌藏	〃
西浦 そで	〃
西浦岩太郎	〃
西尾鉄治郎	〃
川口 金弥	〃
川口 市藏	〃
川口 善藏	〃
川口梅一郎	〃
村上 新一	〃
村上 有正	〃
中山 ぎん	〃
中山 義実	〃
中山 義雄	〃
中山 清治	〃
中山 清野	〃
中山 節治	〃
中山 竹治	〃

中山 良平	〃
中山しづ子	〃
中村 良一	〃
中村周治郎	〃
中村甚治郎	〃
田村 義雄	〃
田村 修	〃
田村 政市	〃
田村 繁藏	〃
田村松五郎	〃
徳田 正義	〃
徳田 良明	〃
徳田政五郎	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

小林 幸吉	鳥取市河原町谷一木字河田 608 の 1
河田 昌男	鳥取市河原町谷一木字天坪山 1019 の 1
〃	鳥取市河原町谷一木字天坪山 1020 の 2
片山 克巳	鳥取市河原町高福字高谷平 702 の 4
〃	鳥取市河原町高福字高谷平 702 の 8
宮内 敏彦	鳥取市河原町佐貫字大智谷 1645 の 14
佐藤 国春	〃
森本 信行	〃
北村 進	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)山本 初子の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 1 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る鳥取市鹿野町河内字飛田岸屋敷 1249 の土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 12 月 21 日付鳥取県告示第 1065 号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字飛田岸屋敷 1249

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき

森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 1 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 12 月 21 日付鳥取県告示第 1066 号）の内容

（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

嶋田 穰	八頭郡若桜町大字諸鹿字金山 851 の 7
清水 壽郷	八頭郡若桜町大字吉川字柚ヶ谷 1385
〃	八頭郡若桜町大字吉川字柚ヶ谷 1393
円井基資子	八頭郡若桜町大字三倉字登り立 8 の 10
君野 正典	八頭郡若桜町大字三倉字船谷 427 の 1
〃	八頭郡若桜町大字三倉字船谷 430
円井 修行	八頭郡若桜町大字三倉字西河内奥 1169 の 11
円井基資子	〃

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

木島 繁彦	八頭郡若桜町大字三倉字ヲトシ 35 の 1
〃	八頭郡若桜町大字三倉字ヲトシ 35 の 2
〃	八頭郡若桜町大字三倉字西河内奥 1171 の 55
武田 恭子	八頭郡若桜町大字淵見字カナチ 702

（2） 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 若桜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第
1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 1 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県東部総合事務所に係る清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

鳥取市立川町六丁目 176 鳥取県東部総合事務所庁舎

(4) 履行期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1
円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入
札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者
の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有す
るとともに、その資格区分が役務の建物清掃に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入
札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 2 月 7 日（木）午後 5 時 30 分までに 4 の（2）の場所に提出すること。

(3) 平成 20 年 1 月 29 日（火）から同年 3 月 14 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争
入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措

置を受けていない者であること。

- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第 12 条の 2 第 1 項の規定により、同項第 1 号又は第 8 号に掲げる事業の登録を受けている者(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 156 号)による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項の規定により、同項第 6 号に掲げる事業の登録を受けている者を含む。)であること。
- (5) 平成 15 年度以降に本件庁舎に係る清掃業務又は建物延べ床面積が 10,000 平方メートル以上の清掃業務を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県東部総合事務所県民局企画総務課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-0061 鳥取市立川町六丁目 176

鳥取県東部総合事務所県民局企画総務課企画調整担当

電話 0857-20-3505 (直通)

- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433 (直通)

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成 20 年 1 月 29 日(火)から同年 2 月 15 日(金)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第 5 号)に規定する鳥取県の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間交付する。

なお、(1)の場所で直接受け取ることができない者については郵送により交付するので、140 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、(1)の場所へ請求すること。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 20 年 3 月 14 日(金) 午前 10 時

(郵便等による入札書の受領期限は、同月 13 日(木) 午後 5 時必着)

鳥取県東部総合事務所庁舎地階 入札室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4 の(1)の場所に平成 20 年 2 月 15 日(金) 午後 5 時 30 分までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 本件入札は、調査基準価格を設定している。

調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、発注者の求めに応じ、事情聴取及び調査に協力しなければならない。その際、入札書に記載した入札金額に係る内訳書を提出できるようにしておくこと。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする場合がある。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required

・Cleaning of buildings of Tobu Regional Office

(6-176 Tachikawacho Tottori-shi), 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation: 5:30 p.m. 15 February, 2008

(3) Date and time for tender submission: 10:00 a.m. 14 March, 2008

Deadline for the submission of tenders by registered mail: 5:00p.m. 13 March, 2008

(4) Please contact:

Citizens` Information Bureau, Planning and General Affairs Division,

Tobu Regional Office

6-176 Tachikawacho Tottori-shi

680-0061 Japan
TEL 0857-20-3505

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 1 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県東部総合事務所に係る施設総合保守管理業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

鳥取市立川町六丁目 176 鳥取県東部総合事務所庁舎

(4) 履行期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の電気設備・空調設備及びその他設備保守管理に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 2 月 7 日（木）午後 5 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。

(3) 平成 20 年 1 月 29 日（火）から同年 3 月 14 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成 15 年度以降に県内に所在する国又は地方公共団体の施設を管理する者が発注した延べ床面積 5,000 平方メートル以上の建物の設備保守管理業務（作業現場で技術員を常時在駐させる業務体制（以下「現場常駐体制」という。）によるものに限る。）を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

(5) 本件業務の履行期間中、次に掲げる要件を満たす専任の技術員 3 名による現場常駐体制を組むことが可能である者であること。

ア 3 名のうちの 2 名以上が次に掲げる基準のいずれかを満たし、かつ、それぞれの基準を満たす者が 1 名以上であること。

(ア) 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）第 4 条第 1 項に規定する第一種電気工事士免状又は第二種電気工事士免状の交付を受けており、かつ、当該免状に係る業務について 5 年以上の実務経験を有する

こと。

(イ) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 29 条第 1 項に規定する第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状の交付を受けており、かつ、当該免状に係る業務について 5 年以上の実務経験を有すること。

(ウ) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 13 条の 2 第 1 項に規定する危険物取扱者免状のうち、甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状（第 4 類に限る。）の交付を受けていること。

(エ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 7 条第 1 項の規定による建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けていること。

(オ) 中央監視制御装置の運転について 3 年以上の実務経験を有すること。

イ 3 名全員がパソコンの基本操作（表計算ソフト（エクセルに限る。）及びワープロソフト（ワード又は一太郎））ができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県東部総合事務所県民局企画総務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-0061 鳥取市立川町六丁目 176

鳥取県東部総合事務所県民局企画総務課企画調整担当

電話 0857-20-3505（直通）

(2) 競争入札参加資格申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433（直通）

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成 20 年 1 月 29 日（火）から同年 2 月 15 日（金）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間交付する。

なお、(1)の場所で直接受け取ることができない者については郵送により交付するので、240 円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒（角形 2 号）を同封し、(1)の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 20 年 3 月 14 日（金）午後 1 時

（郵便等による入札書の受領期限は、同月 13 日（木）午後 5 時必着）

鳥取市立川町六丁目 167 鳥取県東部総合事務所庁舎地階 入札室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4 の(1)の場所に平成 20 年 2 月 15 日（金）午後 4 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 本件入札は、調査基準価格を設定している。

調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、発注者の求めに応じ、事情聴取及び調査に協力しなければならない。その際、入札書に記載した入札金額に係る内訳書を提出できるようにしておくこと。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required

・ Equipment maintenance of buildings of Tobu Regional Office

(6-176 Tachikawacho Tottori-shi), 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation: 5:30 p.m. 15 February, 2008

(3) Date and time for tender submission: 1:00 p.m. 14 March, 2008

Deadline for the submission of tenders by registered mail: 5:00p.m. 13 March, 2008

(4) Please contact:

Citizens` Information Bureau, Planning and General Affairs Division,

Tobu Regional Office

6-176 Tachikawacho Tottori-shi

680-0061 Japan
TEL 0857-20-3505

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 電子計算機システムの賃貸借及び保守業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成19年12月27日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社ソルコム米子営業所
米子市旗ヶ崎六丁目13-27 |
| 5 落札金額 | 月額506,940円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成19年11月16日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立米子工業高等学校
米子市博労町四丁目220 |

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称

鳥取県警察学校等給食業務委託

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所

ア 鳥取市伏野46-5 鳥取県警察学校

イ 鳥取市伏野1738-11 鳥取県警察本部警備部機動隊

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のその他の給食業務に係るものに登録されている者であること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成20年2月5日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。
- (3) 平成20年1月29日（火）から同年2月28日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先
〒680-8520 鳥取市東町一丁目271
鳥取県警察本部警務部会計課予算係
電話 0857-23-0110（内線2226）
- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当
電話 0857-26-7431、7432又は7433
- (3) 入札説明書の交付方法
（1）の場所で平成20年1月29日（火）から同年2月4日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。
- (4) 入札説明会の日時及び場所
平成20年2月5日（火）午後1時30分
鳥取県警察学校合同教室
- (5) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。
- (6) 入札及び開札の日時及び場所
平成20年2月28日（木）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月27日（水）午後5時までとする。）
鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成20年2月18日（月）午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」と

いう。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 1 月 29 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立中央病院タオル等洗濯業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 委託期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

(4) 納入期限

入札説明書による。

(5) 納入場所

鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院

(6) 入札方法

入札金額は、入札説明書に示す洗濯品の種類及び規格ごとの単価に(3)の委託期間における処理予定数量を乗じて得た額及び洗濯品運搬整理業務を行う人員の月額単価に(3)の委託期間の月数を乗じて得た額の合計額とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 2 月 19 日（火）午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

ウ 平成 20 年 1 月 29 日（火）から同年 3 月 11 日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

エ 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 14 に定める基準に適合している者であること。

オ クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定に適合している者であること。

カ この公告に示した物品を入札説明書に示す納入期限までに 1 の(5)の納入場所に確実に納入することができる者であること。

キ この競争入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからウまでのすべての要件に該当すること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のエ及びオに該当すること。

ウ 共同企業体が、2 以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資割合

(キ) 構成員の責任

- (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (コ) 解散後の瑕疵担保責任
- (サ) その他必要な事項

キ この公告に示した物品を入札説明書に示す納入期限までに 1 の(5)の納入場所に確実に納入することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札書の提出先及び問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津 730

鳥取県立中央病院事務局経営課物流管理担当

電話 0857-26-2271 (内線 2211)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成 20 年 1 月 29 日(火)から同年 2 月 20 日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 20 年 3 月 11 日(火)午後 1 時 30 分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午とする。)

鳥取県立中央病院第 5 会議室(本館 2 階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成 20 年 2 月 26 日(火)午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。)第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。)第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した案件を履行できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required : Washing towels and so on, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM, 26 February, 2008

(3) Date and time for the submission of tenders : 1 : 30 PM, 11 March, 2008

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 12 : 00 noon, 11 March, 2008

(4) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Central Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan, TEL 0857-26-2271 ex. 2211